○法務省告示第五百五十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年四月十日法務省告示第二百七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十五日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

農事組合法人共栄ファーム	北海道紋別郡雄武町字南雄武四百十一番地の一	畜産農業

○外務省告示第四百十号

平成二十八年十月十二日にコロールで、パラオ海洋養殖普及センター施設改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパラオ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　パラオ海洋養殖普及センター施設改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六億六千九百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年一月三十一日まで

4　署名者

日本側　田尻和宏在パラオ大使

パラオ側　ビリー・G・クアルテイ国務大臣

平成二十八年十月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百十一号

平成十五年十月十七日にパリで採択された「無形文化遺産の保護に関する条約」の締約国につき、平成二十八年十月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十八年三月三十日外務省告示第八十三号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
カーボヴェルデ共和国	平成二十八年一月六日	平成二十八年四月六日
ガーナ共和国	平成二十八年一月二十日	平成二十八年四月二十日
セントクリストファー・ネーヴィス	平成二十八年四月十五日	平成二十八年七月十五日
クック諸島	平成二十八年五月三日	平成二十八年八月三日
タイ王国	平成二十八年六月十日	平成二十八年九月十日

締約国	受諾書の寄託日	当該締約国についての発効日
ギニアビサウ共和国	平成二十八年三月七日	平成二十八年六月七日

平成二十八年十月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

○国税庁告示第十七号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十二条第二項ただし書の規定に基づき、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件（平成二十年国税庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十五日

国税庁長官　迫田　英典

黒石税務署の項中「西ヶ丘」を「西ケ丘」に改め、一関税務署の項中「田村町七番十七号」を「城内三番二号」に改め、酒田税務署の項中「光ヶ丘」を「光ケ丘」に改め、世田谷税務署の項中「用賀四丁目十番一号」を「若林四丁目二十二番十三号」に改め、門司税務署の項中「清滝三丁目五番三十号」を「西海岸一丁目三番十号」に改める。

○国税庁告示第十八号

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）附則第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十五日

国税庁長官　迫田　英典

別表特定非営利活動法人飛んでけ車いすの会の項中「中原　宏和」を「佐藤　正尋」に改め、同表特定非営利活動法人国際協力エヌジーオーセンターの項中「大橋　正明」を「谷山　博史」に改め、同表特定非営利活動法人腎臓病早期発見推進機構の項中「東京都新宿区市谷本村町三番二五号」を「東京都千代田区九段南四丁目六番九号」に改め、同表ＮＰＯ法人ピーク・エイドの項中「東京都千代田区平河町二丁目七番五号砂防会館本館二階」を「東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目一二番八号第六瑞穂ビル四〇一」に改め、同表特定非営利活動法人フレンズ・ウィズアウト・ア・ボーダーＪＡＰＡＮの項中「東京都目黒区下目黒一丁目七番五号二〇三号室」を「東京都中央区日本橋小伝馬町一六―八共同ビル七Ｆ」に、また、「松島　彰雄」を「赤尾　和美」に改め、同表特定非営利活動法人行徳野鳥観察舎友の会の項中「東　良一」を「鈴木　晃夫」に改め、同表特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話の項中「松平　一美」を「清水　康雄」に改め、同表特定非営利活動法人京都藝際交流協会の項中「京都府京都市東山区三条通東大路東入今小路町八一番地一Ｆ」を「京都府京都市上京区河原町通今出川下る梶井町四四八番地一七河原町トウキュウビル一階」に改め、同表特定非営利活動法人あにまるネットワーク・ポニーズの項中「飛田　尚文」を「早津　薫」に改める。

○国税庁告示第十九号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年六月二十九日から適用する。

平成二十八年十月二十五日

国税庁長官　迫田　英典

別表特定非営利活動法人あにまるネットワーク・ポニーズの項を削る。

○農林水産省告示第二千百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町求名字脇一二七一の一、一二七一の二、一二八五、一二八六の二、一二八六の五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（㈠次のとおり）は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）